

恵庭市姉妹都市等交流促進事業費補助金 申請に関する解説について

恵庭市姉妹都市等交流促進事業費補助金を活用して、様々な交流を促進していただきにあたり、申請に係る対象経費やQ & Aを以下のとおり記載しておりますので参考としてください。

それ以外については、総務部総務課へお問い合わせください。

(1) 恵庭市姉妹都市等交流促進事業費補助金における助成対象経費と助成対象外経費の例示

支出科目		○ 助成対象経費（例示）	× 助成対象外経費（例示）
報償費		<ul style="list-style-type: none"> ・ 出演者や講演者への謝礼や贈呈品（花束等） ・ 参加者等への記念品 ・ 来場者への記念品、景品等 ・ 協力者へのお礼（ホームステイ先へのお礼品等） ※お礼や記念品、景品にあっては、あまり高額とならないように留意すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実行委員会委員や主催する団体等に対する日当及び謝礼 ・ イベント開催に伴う賞品・景品等以外で配布することを目的とした金券類（商品券、入浴券、食事券 等）
旅費		<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施に伴う、訪問先への航空賃や鉄道賃の他、公共交通機関の運賃 ・ 訪問先での宿泊費 ※借上バスやタクシー及びレンタカーの経費は、「使用料及び賃借料」で計上してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施のための下見や事前打合せに係る交通費及び宿泊料（ただし、物産展などの経済交流等で、打合せを行わなければ事業達成が困難となる場合は除く） ・ 訪問先での滞在時の観光旅行に係る交通費及び宿泊料（姉妹都市との交流に全く関係の無い観光旅行に係る旅費）
需用費	消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業のために必要な消耗品、材料費（但し、備品となる資材は除く） ・ 記念植樹等に使用する苗木や花苗等 ・ 食糧費にはあたらない、消耗品、資材等（スポーツ交流に使用する、氷代などの経費） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業に直接関係の無い消耗品や材料費 ・ 次年度以降の事業に使用するための消耗品や材料費
	印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業のために必要なチラシ、ポスタ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施期間内に費消することがで

		<p>一、パンフレットの印刷製本に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の記録に係る写真等のプリント費用 <p>※チラシ・ポスター、パンフレットの印刷に関する経費については、事業実施日以前までに納品され、実際に事業で実施したものに限る。</p>	<p>きない数量のチラシ・ポスター・パンフレット等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業に直接関係の無い印刷物等。 ・次年度以降の事業に使用するための印刷物
	燃料費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業のために必要な車両、発電機、照明、暖房等に使用するガソリン、軽油、ガス等の燃料及び油脂類 <p>※レンタカー等の燃料費は、この科目に計上してください (事業で要した燃料分のみです)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の維持管理と事業で要した経費とが区分することができない燃料費
役 務 費	通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業のために要する郵便郵送料 ・事業のために、期間を限定して使用する携帯電話の使用料 <p>※ただし、期間を限定して使用する携帯電話に通話料が含まれている場合は、使用料及び賃借料に計上しても差し支えない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業で要した経費と他の用務とが区分することができない通信運搬費 (電話の基本料金、インターネット料金)
	手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・振込手数料 ・事業のために必要な衣装等のクリーニング代 ・各種申請手数料 (参加料等は除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ・助成対象外経費の予算執行に係る振込手数料
	保険料	<ul style="list-style-type: none"> ・事業のために必要な傷害・損害賠償保険 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に直接関係の無い傷害・損害賠償保険
	使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・事業のために必要な会場及び会場内備品等の使用料 ・事業のために必要な車両の借上料 ・高速道路使用料、駐車場使用料 (事業に必要となる場合のみ) ・事業に直接使用するための通信機器 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約期間終了後に備品等の使用者に所有権が移転することを定めたリース契約に係る経費 ・飲食を伴う交流会や懇親会等の会場使用料 ・事務所の借上料

	類（期間を限定したソフト・アプリの使用・賃借料）	
--	--------------------------	--

（２）恵庭市姉妹都市等交流促進事業費補助金でよくある質問

Q1. 補助対象となる交流事業はどのようなものですか。

A. 恵庭市内で活動している団体等が、産業、文化、スポーツその他それぞれの活動領域での交流のうち、市民交流や、まちの特徴や地域資源活用、子どもの交流などが促進されるものが対象となります。

Q2. 補助金交付となる交流事業の期待される成果や効果はどのようなものですか。

A 2. 補助金の目的は、市民団体等の主体的な交流促進となっています。訪問や受入の交流事業の目的としては、恵庭市のPR、経済活動の活性化、市民交流の拡大などがあります。これらの効果はすぐに表れるものや時間が掛かるものもありますが、市では実績報告の内容等を市広報誌やホームページで広くお知らせすることで、広く市民へ周知していく予定です。

Q3. スポーツ少年団等が姉妹都市等を訪問し大会に参加する場合。また先方のチームが恵庭市を訪問し交流試合を行う場合

A 3. 大会参加のために姉妹都市等を訪問する場合は訪問事業として上限40万円、恵庭市での交流事業は受入事業として上限10万円とし、それぞれ対象となります。なお、参加する大会が姉妹都市以外のものであっても、市民団体との交流機会が含まれていれば、交流事業として対象となります。

Q4. 複数の事業所等が加入する商店会や協議会等が、地域振興を目的として姉妹都市等を訪問し、打合せや話し合いなどを行う場合

A 4. 一つの事業所の利益ではなく、視察の目的が地域振興であることが明確にできるものは訪問事業の対象となります。

Q5. 企業等が単独で販路拡大など、商取引のために姉妹都市に出張する場合

A 5. 交流事業の目的が専ら営利を目的とするものであれば、訪問事業の対象とはなりません。

ただし、事業の目的が姉妹都市交流や地域振興であることが明確な場合は対象となります。例えばお互いの特産品を使用した新商品の開発などのための訪問や受入は対象となります。

Q6. 一つの企業等が姉妹都市等を訪問し、物産展等への出展又はその打合せを行う場合

A 6. 訪問の目的が営利のみであれば、対象とはなりません。

ただし、事業の目的が、姉妹都市交流や地域振興であることが明確な訪問事業の対象となります。物産展等については、市又は市を含む実行委員会が主催するものに限定させていただきます。

Q7. 姉妹都市等の事業所等 2 名が、恵庭市主催のイベント参加のために来惠したときに、本市の市民団体等との交流を行う場合

A 7. この制度は、市民団体等の主体的な交流を目指し多くの市民等が参加できる交流機会を創出しようとするものです。訪問又は受入の人数が 2 人以上の場合の交流事業は受入事業の対象となります（1 人の場合は対象とはなりません）。

Q8. 町内会の役員が姉妹都市等に旅行し、周辺地域を含む観光を行う場合

A 8. 先方の市民団体等との交流事業（機会）がなく旅行の目的が観光のみであれば交流事業とならず対象とはなりません。

Q9. 友人 5 人で姉妹都市等を訪問し、旧知の友人が所属する市民団体が主催するイベントに参加する場合

A 9. 団体の規約や会則等がなければ対象とはなりません。また、先方の市民団体が主催するイベント参加は交流事業の対象となります。事業実施後には市へ実績報告することとなっており、交流事業については広報誌やホームページで広くお知らせする予定です。

Q10. 文化団体等が姉妹都市等で開催されるイベントへ作品等を出展する場合

A10. 訪問及び受入については、基本的に市民等の移動を伴うものを想定していますが、芸術作品の出展のみでも文化交流の目的に合うものとして対象となります。

Q11. 交付申請に必要な事業計画書及び収支予算書はどのようなものですか。

A11. 姉妹都市等交流促進事業は個人ではなく団体同士の交流を基本としていますが、申請時に必要な事業計画及び収支予算書は、当該交流事業に限定した事業計画及び収支予算とします。

Q12. 5人で姉妹都市等を訪問し、市民団体等との交流を実施しました。事業費は航空賃と宿泊費合わせて27万円（一人当たり5万4千円）でした。補助金は何円交付されますか。

A12. 補助金額は次のうち、最も少ない額となります。

(1) 事業費の3分の1

事業費 27万円 $\times 1/3 = 9$ 万円

(2) 市民1人につき2万円

市民1人 2万円 $\times 5$ 人 = 10万円

(3) 1団体につき40万円

1団体 40万円 = 40万円

(1)から(3)のうち最も少ない9万円が補助金として交付されます。

※市民一人当たり経費が6万円超の場合は(2)が最も少ない額となります。

Q. 13. 当初交流事業を予定していたが、訪問先の都合により事業が縮小となった。どうすればよいか。

A13. 既に交付決定を受けている事業については、縮小で事業自体が大幅に変更となりますので、改めて変更の申請の必要があります。この場合、恵庭市姉妹都市等交流促進事業計画変更承認申請書（様式第6号）と変更後の事業計画書及び収支予算書（交付申請時に使用した同様の様式で、様式第2号・様式第3号を使用）を市総務課へ提出してください。

また、中止の場合も必ず市へ相談してください。

Q. 14. 2つの異なる申請団体が、1つの事業へ参加するために各々が申請することが可能か。

A 1 4. 可能です。ただし、申請する団体の構成員が重複していないことが必要です。